



2024年3月7日

各 位

会 社 名 J Kホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 青木 慶一郎  
(コード：9896、東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 舘崎 和行  
(TEL. 03-5534-3803)

## 株式報酬の導入および役員退職慰労金制度の廃止に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬の導入および役員退職慰労金制度の廃止を中核とする役員報酬制度の見直し、ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、役員退職慰労金の打ち切り支給に関する議案については、2024年6月26日開催予定の第78期定時株主総会に付議いたします。

### 記

#### 1. 見直し後の役員報酬制度の概要

業務執行取締役の報酬は、当社の持続的な成長および企業価値の向上ならびに株主の皆さまとの価値の共有を図るインセンティブとして機能するよう制度を見直しました。

個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、金銭報酬および非金銭報酬で構成します。金銭報酬は、毎月定額で支給する基本報酬および年度ごとの業績に連動する年次賞与とし、非金銭報酬は、中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬とします。基本報酬の額は、役職等に応じ、他社の報酬水準や当社グループ連結の業績等を考慮して決定します。年次賞与の額は、基本報酬（年額）の2分の1を目安として当社グループ連結の売上および利益等の計画ならびに前年度実績との比較を通じた全社業績評価により増減調整し、全社業績評価に対する各人の貢献を加味して決定します。譲渡制限付株式報酬は、基本報酬（月額）を基準に、役職に応じた一定の倍率を乗じた額を基準として決定し、この倍率を職位が高い者ほど高くなるように設定することで、株主との価値共有のインセンティブがより強く働く仕組みとします。

業務執行取締役以外の取締役（監査等委員である取締役）の報酬は、業務執行からの独立性を担保するため固定報酬のみとします。

なお、取締役会は、業務執行取締役の額の決定および監査等委員の報酬の額の前案の決定を、社外監査等委員を主な構成員とする任意の指名・報酬委員会に委任します。委任する理由は、委員の過半数を社外取締役である監査等委員が占めることにより客観性、透明性を確保でき、取締役の報酬の評価、決定を行うにはこの委員会が適していると判断したためです。

#### 2. 譲渡制限付株式報酬の概要

譲渡制限付株式報酬は、2018年6月28日開催の株主総会で承認いただき（2023年6月28日開催の株主総会で再承認）、これまで周年事業の一環として単発的に支給してきました。今後は、基本報酬および年次賞与とともに定例の役員報酬として活用してまいります。

なお、譲渡制限付株式報酬の概要は次のとおりです。

- (1) 指名・報酬委員会が、各業務取締役を支給する金銭債権の額を決定。
- (2) 各業務執行取締役は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける。
- (3) その1株当たりの払込金額は、指名・報酬委員会決議の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。
- (4) 当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象となる業務執行取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結する。
- (5) 譲渡制限付株式割当契約の内容には、普通株式の割当てを受けた業務執行取締役は一定期間、譲渡等の処分ができないこと、一定の場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれる。
- (6) 譲渡制限期間中継続して当社または子会社であるジャパン建材株式会社（以下「当社」という。）の役職員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。任期満了その他正当な事由により当社またはジャパン建材株式会社（以下「当社」という。）の役職員を退任若しくは退職した場合も同様とする。

### 3. 役員退職慰労金制度の廃止

役員報酬制度の見直しに伴い、2024年6月26日開催予定の第78期定時株主総会終結のときをもって役員退職慰労金を廃止します。この役員退職慰労金の廃止に伴って、同株主総会で再任予定の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、各々の就任時から同株主総会の終結の時までの在任期間における功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給します。

なお、当社は、役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく額を従来から役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

以上